

少年院における重大事犯少年に対する教育

平成9年の通達改正

処遇課程にG3級の新設

非行性の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者を收容する。原則、2年を超える收容期間。

2年を超える收容期間設定

少年院の長期処遇の收容期間は2年以内とするが、2年を超えて処遇する必要がある場合は、2年以上の收容が可能となる。

主な処遇の内容

非行の重大さを認識させ、罪障感の覚せいを図る指導

- ・課題作文
- ・内省指導
- ・個別面接
- ・集団討議
- ・篤志面接指導



被害者の視点を取り入れた教育

- ・役割交換書簡法
- ・ゲストスピーカーによる講話
- ・個別面接
- ・集団討議
- ・被害者命日における内省
- ・被害者等の著書を読んだ課題作文指導



★非行の重大性を認識
★罪しょう感の覚せい
★謝罪の意識のかん養など

生命尊重教育

- ・小動物飼育
- ・花き栽培
- ・命とこころの相談員(外部講師面接)



保護関係調整指導

- ・出院後の生活設計を確立させるとともに、保護機関と綿密に連携し、帰宅先の社会感情に配慮した円滑な社会復帰を図る。



收容状況

	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
G3級に編入された新收容者	1	7	3	8	3	16	4	5	3
在院期間721日以上の出院者	0	0	3	18	29	41	46	56	64